

資料提供	
平成 28 年 2 月 19 日	
担当課 (担当者)	いじめ・不登校総合対策センター (知久馬)
電話	0857-28-2362

鳥取県いじめ問題調査委員会第 1 回会議を開催します

いじめ防止対策推進法に基づき、鳥取県いじめ問題調査委員会第 1 回会議を開催しますのでお知らせします。

- 1 日時 平成 28 年 2 月 23 日 (火) 午後 3 時から午後 5 時まで
- 2 場所 鳥取県庁 第 21 会議室
(鳥取市東町一丁目 271 0857-26-7111)

3 内容

- (1) 教育長挨拶
- (2) 説明
 - ・県いじめ防止基本方針等について
- (3) 協議
 - ・運営要項等の確認
 - ・委員会審議スケジュールについて

4 会議の公開・非公開について

本会議は、鳥取県情報公開条例第 9 条第 2 項第 2 号に該当する情報を含む事項を調査審議するため、同第 37 条第 1 項第 1 号に基づき非公開で実施する予定ですので、取材については、冒頭のみ(内容の (1) が終了するまで)とさせていただきます。

なお、会議概要については、会議終了後、委員長から説明の予定です。

※参考 鳥取県情報公開条例 (抜粋)

第 9 条 実施機関は、公文書の開示請求があったときは、当該公文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。

- (1) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定又は実施機関が従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により公にすることができない情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第 12 条第 1 号において同じ。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。

第 37 条 実施機関の附属機関その他これに類する会議は、公開するものとする。ただし、法令等の規定により公開することができないとされているとき及び次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 非開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合